

平成26年4月18日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会担当理事
藤川 謙 二

平成26年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（平成26年4月1日実施）に伴い、本年4月1日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成26年4月2日付日医発第8号（保2）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年4月1日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成26年4月1日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定され主な項目は以下のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【平成26年4月1日以降の主な改定項目】

1. 初診料について

初診料について評価が引き上げられました。（3,640円 → 3,760円）

また、同一医療機関において、同一の交通事故により同一日に複数の診療科で初診を行った場合についても評価が引き上げられております。（1,820円 → 1,880円）

2. 再診料について

再診料について評価が引き上げられました。（1,360円 → 1,390円）

同一日かつ同時に複数の診療科で再診を行った場合は、注2に該当する場合の再診料についても評価が引き上げられております。（670円 → 690円）

3. 疾患別リハビリテーション料について

疾患別リハビリテーションは、下記のとおり点数の評価が引き上げられております。

・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	250点	→	改定なし
・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）	100点	→	105点
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	250点	→	改定なし
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	200点	→	改定なし
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	100点	→	改定なし
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	180点	→	185点
・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	180点	→	改定なし
・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）	80点	→	85点
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	180点	→	改定なし
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）	80点	→	85点

4. 術中透視装置使用加算について

術中透視装置使用加算は、対象部位、対象手術の拡大が行われております。対象部位に「舟状骨」、対象手術に「骨折経皮的鋼線刺入固定術」を追加し、さらに「脊椎」の経皮的椎体形成術においても算定が可能となっております。

詳細な算定要件につきましては、「平成26年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成26年4月2日付日医発第8号（保2）」）をご参照いただきますようお願いいたします。

5. 職場復帰支援・療養指導料（新設）について

再就労療養指導管理料の算定要件を見直し、職場復帰支援・療養指導料を新設しております。（これに伴い、再就労療養指導管理料は廃止となります。）

主な算定要件の見直しとしては、指導の対象に事業主を加えたほか、医師の指示を受けた医療従事者（看護職員、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー）による患者・事業主への説明、指導及び指導管理箋の交付が可能となっております。

詳細な算定要件につきましては、「平成26年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成26年4月2日付日医発第8号（保2）」）をご参照いただきますようお願いいたします。

以上